

2009年1月29日

在校生および保護者
2009年度入学予定者 の皆さまへ

常翔学園高等学校

「緊急就学支援」の決定について（お知らせ）

100年に一度といわれる不況がさらに深刻化するなか、保護者の失業や家業の廃業などにより家計が急変したことで学費の支払いが困難となり、勉学意欲の高い生徒が志半ばで就学を断念せざるを得なくなる状況が予想されます。

つきましては、本校において、昨今の経済・雇用情勢の急激な悪化により、就学費用の確保が困難な在校生および入学予定者に対し、下記のとおり「緊急就学支援」を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取扱窓口 本校事務室「緊急支援相談窓口」 <TEL 06 - 6954 - 4435 >
2. 対象者 学費（授業料）を納入することが困難な方
3. 支援内容

【在校生の場合】

家業が破産または学費支弁者の責に帰せざる理由によって、その職を失い経済的に著しく困窮している場合、所定の審査により、その直後の納入すべき学費の全額相当額の奨学金を受給することができます。ただし、学費減免措置、授業料軽減措置および学園の他の奨学金を受給している者はその差額の奨学金を支給します。

所定の学費納入期限またはその1ヵ月の猶予期間までに学費支弁者の責に帰せざる理由によって学費が支払われないなど経済的に困窮している場合、所定の審査により、その直後の納入すべき学費の半額相当額の奨学金を受給することができます。ただし、学費減免措置、授業料軽減措置および学園の他の奨学金を受給している者はその差額の奨学金を支給します。

所定の学費納入期限またはその1ヵ月の猶予期間までに学費支弁者の責に帰せざる理由または家業の資金繰りの悪化によって学費を支払うことができないなど経済的に困窮している場合、所定の審査により、学費納入猶予期間後さらに第1期・第2期分は2ヵ月以内の猶予、第3期分は2月24日までの猶予を受けることができます。

【新入生の場合】

入学試験に合格した者の家業が破産または学費支弁者の責に帰せざる理由によって、その職を失い経済的に著しく困窮している場合、所定の審査により、第1期に納入すべき学費の半額相当額の奨学金を受給することができます。ただし、入学金は所定の期間に納入していることを条件とし、学費減免措置、授業料軽減措置および学園の他の奨学金を受給している者はその差額の奨学金を支給します。

入学試験に合格した者の学費支弁者の責に帰せざる理由または家業の資金繰りの悪化によって学費を支払うことができないなど経済的に困窮している場合、所定の審査により、所定の期間に納入すべき第1期分学費を5月20日まで猶予を与えることができます。ただし、入学金は所定の期間に納入していることを条件とします。

上記の奨学金は、学費納入時に学費と相殺して給付します。

4. 支援期間 2009年1月29日から2010年3月31日までに申請があったものに適用（約1年間）
不況が長引けば継続するかを検討します。

以上

（補足）以上の措置のほか、金融機関等の学費ローンのご紹介など、ご相談に応じます。